

島根原子力発電所における不適切事案に関する立入調査結果報告書

平成19年 4月26日
島根県総務部消防防災課
松江市総務部防災安全課

1. 調査実施状況について

(1) 調査の目的

平成19年3月30日及び4月10日に中国電力㈱から調査結果報告を受けた島根原子力発電所における不適切事案について事実関係を確認するため、島根県と松江市が合同で島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく立入調査を実施した。

(2) 調査の根拠

- ・ 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定 第11条
- ・ 安全協定に基づく立入調査の実施に関する要綱「1 平常時における立入調査」

(3) 調査日時、場所

平成19年 4月17日(火) 13:30 ~ 17:10 中国電力㈱島根原子力発電所
平成19年 4月18日(水) 9:30 ~ 18:00 中国電力㈱島根原子力発電所

(4) 調査員

- (島根県) 総務部次長(危機管理担当)、消防防災課長、原子力安全対策室長、原子力安全対策室及び保健環境科学研究所原子力環境センター担当者 計7名
- (松江市) 総務部長、原子力専門監、原子力安全対策室長及び原子力安全対策室担当者 計5名

(5) 調査対象について

中国電力㈱が実施した点検内容について

中国電力㈱から平成19年3月30日及び4月10日に報告を受けた島根原子力発電所の設備に係る点検が、点検手順書に基づき適切な方法で実施されているかどうかについて、関係書類や具体的な事例を抽出して確認を行った。

個別の不適切事案について

この点検で不適切と評価された29事案32件について、発生当時の状況、事例の経過、対応状況等の事実関係が、中国電力㈱からの報告どおりの内容かという点を中心に、関係書類や現場の確認を行った。

また、現状に問題がないかという点についても、併せて確認を行った。

2. 立入調査による確認結果について

中国電力株が実施した点検の方法及び結果については、中国電力株からの詳細説明や関係書類及び現場を調査したところ、概ね報告どおりであることを確認した。

(1) 中国電力株が実施した点検内容について

点検の実施方法について

島根原子力発電所の設備に係る点検体制や点検方法等についての詳細な説明を受けるとともに、引継日誌類等関係書類を調査したところ、点検手順書に基づき適切に点検が行われていることを確認した。

記録確認による点検結果について

運転、各種検査、放射線管理等に関する記録の確認方法についての詳細な説明を受けるとともに、記録確認によって発覚した事案に関して運転当直が作成する引継日誌類や不具合報告書及び検査記録等を調査したところ、概ね報告書のとおりにであることを確認した。

聞き取り調査による点検結果について

聞き取り調査の手引きに基づく具体的な調査方法についての詳細な説明を受け、当該調査から発覚した事案に関するアンケート調査票の記載状況を確認するとともに、聞き取り調査や評価表など本社での取り扱い状況を抽出して調査したところ、概ね報告書のとおりにであることを確認した。

また、アンケート及び聞き取り調査実施に当たっては、回答者に不利益が及ばないように配慮されていることを確認した。

なお、聞き取り調査で不適合情報として処理されながらも不適切事案とならなかった案件についても、対象リストから抽出して調査したところ、問題がないことを確認した。

(2) 個別の不適切事案について

B評価事案について

中国電力株が、法令等に抵触し、かつ設備の補修を伴うと評価しているB評価事案については、原子力発電所の安全確保に影響を与えた可能性が否定できないことから、特に重点的に調査を行った。

当時の状況の詳細説明、聞き取り調査資料、関係図面、引継日誌類等を調査したところ、一部の事案に発生日の誤記があったが、概ね報告書のとおりにであることを確認した。

(別紙1)

放射線等測定関係事案について

放射線等測定関係事案については、周辺環境への影響の評価に直結する情報であることから、事案の評価の程度如何を問わず、特に重点的に調査を行った。

当時の状況の詳細説明、聞き取り調査資料、測定記録、当時の検査手順書等を調査し、必要に応じて現場確認を行ったところ、一部の事案に数値の誤記があったが、概ね報告書のとおりであることを確認した。(別紙2)

その他の事案について

上記及び以外の全ての不適切事案についても、当時の状況の詳細説明、聞き取り調査資料、関係図面、当直引継日誌等関係資料を調査し、必要に応じて現場確認を行ったところ、一部の事案に発生年の誤記があったが、概ね報告書のとおりであることを確認した。

(別紙3)

(3) 現在の不適合案件の管理状況について

また、現在における不適合(要求事項を満足していない状態及び事象)案件が発生した場合の管理・対応状況についても確認を行ったところ、中国電力(株)が定める不適合管理要領に基づき処理されていることを、具体的な事例を抽出し確認した。

3. 今後確認すべき事項

中国電力(株)が定期事業者検査時に実施する、計器やプロセスコンピュータの点検に関する確認を、適切な時期に実施する必要がある。

【附属資料】

調査要領

調査員名簿